



2021年2月5日
カトリックさいたま教区司教
マリオ 山野内 倫昭

新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について (第16次) —日本政府の「緊急事態宣言 (第2回)」の延長を受けて—

2月2日、日本政府から、「緊急事態宣言 (第2回)」の延長が発表されました。前回の対応 (第15次) の中でお知らせしましたように、さいたま教区としましては、基本的には、日本カトリック司教協議会の「感染症ガイドライン」に基づいて対応することとしております。すなわち、「行政による緊急事態宣言や営業・移動の自粛が出されている場合には、会衆が参加するミサは中止する」との対応に従います。

引き続き、「緊急事態宣言」が解除されるまで (現時点では3月7日)、教区全域で、「対応 (第15次)」を継続いたします。
なお、解除の日が早くなった時には、次の「対応」でお知らせします。

長く続くこの試練の中で、すべての人のいのちを守るために働くことは神様から託された大切な務めであることをよく理解し、協力を続けてくださる皆様に感謝しつつ、一緒に努力を続けられることを願っています。

.....

- ・ 「緊急事態宣言」が解除されるまで (現時点では3月7日) 公開ミサ (主日だけでなく、平日も) を休止いたします。
- ・ なお、主日のミサに与る義務は教区内のすべての方を対象に、引き続き免除いたします。
- ・ また、教会活動も小教区運営に関わる最低限不可欠なものを除き、休止としてください。